

10/31審議会時の答申素案

- (1)河川の中・上流部や水害リスクの高い地域において、治水安全度を上げる対策の加速化を検討されたい。
- (2)ためる対策等、複数部局にまたがる対策を連携・推進するために必要な指標設定や体制を検討されたい。
- (3)浸水警戒区域の非居住エリアについても指定を推進されたい。
- (4)浸水警戒区域における既存住宅への補助要件を改善されたい。
- (5)避難困難者利用施設（病院、福祉施設等）における人命被害防止策を検討されたい。
- (6)農地を含む貯留機能を有する施設の効果把握と活用・支援について検討されたい。
- (7)社会構造の変化を踏まえ、防災部局、教育関連部局等との連携を一層強化するとともに、水辺に親しむ活動等を通じて“わがこと”として地域防災力の向上を進める施策を推進されたい。

前回（第16回）審議会での振り返り

○答申素案7項目の骨子について了承いただいた。

○各答申素案に係るこれまでの取組の検証において、現状と課題を再整理し、各答申素案の課題が明確となるよう資料を改善すること。

【答申素案 修正案】

- (1)【ながす】気候変動に伴う水害リスクの増大を踏まえ、河川整備が未着手の中・上流部の水害リスクの高い地域においても、治水安全度を向上させる対策を加速化されたい。
- (2)【全体、ためる】ためる対策やEco-DRR等、複数部局にまたがる対策を連携・推進するために必要な科学的根拠に基づく指標設定や推進体制を検討されたい。
- (3)【とどめる】浸水警戒区域について、重点地区での取組および区域指定を継続するとともに、非居住エリアについても区域指定を推進されたい。
- (4)【とどめる】浸水警戒区域における既存住宅への補助要件の改善等、避難空間を確保するための対策を加速化されたい。
- (5)【とどめる】避難困難者利用施設（病院、福祉施設等）の建築条件の見直しも含め、人的被害防止策を検討されたい。
- (6)【とどめる】農地を含む貯留機能を有する施設の効果把握と活用・支援について検討されたい。
- (7)【そなえる】住民が水災害を“わがこと”として捉え、社会構造の変化にも対応して地域防災力の向上を図るべく、避難確保計画の策定支援や水辺に親しむ活動等を、防災・福祉・教育部局等と連携し、推進されたい。

※前回（第16回）の審議会資料から、内容を更新した部分について青文字で表示しております。

答申素案(修正案)

(1)気候変動に伴う水害リスクの増大を踏まえ、河川整備が未着手の中・上流部の水害リスクの高い地域においても、治水安全度を向上させる対策を加速化されたい。【ながす】

【現状】

- ダムを含む河川整備を基幹的対策として位置づけ、早期に効果を発現する築堤や河道掘削、堤防強化等の河道改修を中心にハード対策を推進。
- 10年間で河川改修事業は59河川、約51.3kmで事業に着手し、26.2kmで完了。
- 堤防強化対策についても13.5kmで必要な対策工事を実施。
- 暫定目標は多くの河川が10年確率降雨、大河川が30～50年確率降雨であり、10年確率対応済みの河川延長は約6割程度であり、目標達成まで長期間を要する。
- 河川改修は下流から進める必要があるため、特に中・上流部の治水安全度は依然として低い状況。

【課題】

- 気候変動に伴い想定されている洪水リスクの増大に対し、中・上流部の暫定改修や遊水地整備、ダムなどを含めた河川改修をより一層進め、治水安全度を上げる対策の加速化が必要。

審議会での意見（答申素案（1））

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

主な意見一覧

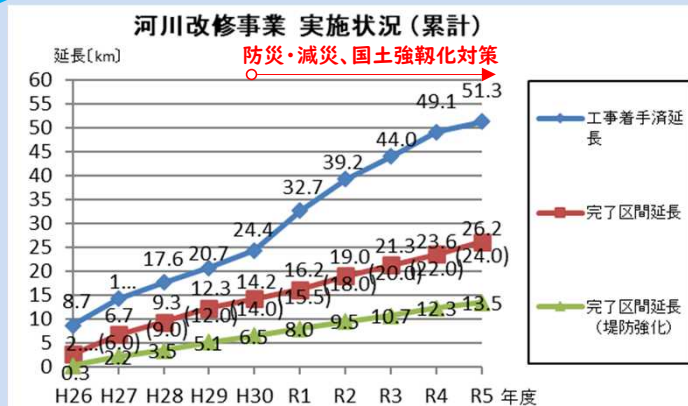
第13回	<u>ハード整備は時間がかかることから、絶対に守らなければならないところが何処にあるか</u> といった議論が必要。
第14回	最大規模の降雨に対して、将来的なハード対策の検討と既存施設の柔軟で弾力的な運用が必要。
第14回	輪中堤や嵩上げなど多様な手法も活用した河川整備が必要。
第15回	これまで以上に気候変動を考慮した取組が必要。
第15回	河川内の土砂堆積量の観測が必要。
第16回 （前回）	中上流部の河川整備等についてどの程度の対応を想定しているのか表現すべき。

河川整備の現状(答申素案(1))

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議第2号資料

現状

○滋賀県には天井川が全国の約4割にあたる81河川も存在し、10年確率降雨により市街地に氾濫を及ぼす河川が120河川あることから、防災・減災、国土強靱化対策等、ハード整備を進めているものの目標としている治水安全度を確保できている河川延長は6割程度となっている。



■天井川の切下げ改修を実施(金勝川)【栗東市川辺地先】↑

河川整備等の実施状況

- 河川改修事業
59河川
事業着手約51.3km【10年間】
(内26.2km完)
- 堤防強化対策
13.5km【10年間】
- 河川整備率約56%【R6.3末時点】



■放水路の整備を実施(青井川)【高島市鴨、安曇川町三尾里地先】↑

河川維持管理の現状(答申素案(1))

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

現状

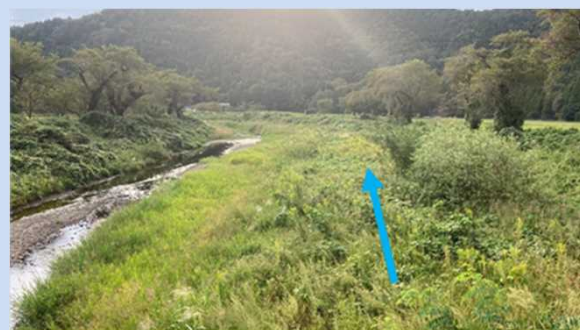
- 治水上緊急性の高い箇所から、竹木伐開、堆積土砂除去、護岸補修等を順次実施
- 特に、地先の安全度マップで想定浸水深が大きい区域において、重点的に実施



■竹木伐開を実施(鴨川)【高島市鴨地先】↑

河川維持管理の実施状況

- 堆積土砂撤去
1,278千㎡【10年間】
- 竹木伐開
3,726千㎡【10年間】
- 護岸補修等
147河川【R5年度実績】

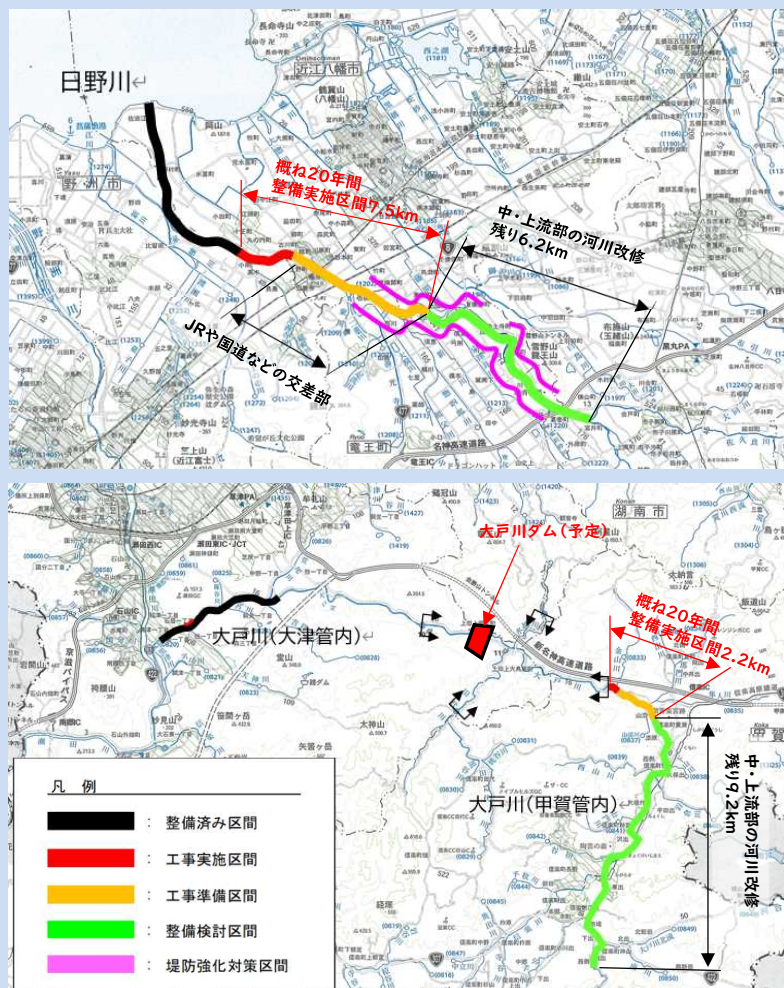


■堆積土砂撤去を実施(余呉川)【長浜市木之本町黒田地先】↑

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

課題

- 河川改修がJRや国道などの交差部に差し掛かり、非常に多くの予算と工事調整に時間が係ることから、中・上流部の河川整備に行き着いていない。
- 中・上流部の暫定改修や遊水地整備、ダムなどを含めた河川改修をより一層進め、治水安全度を高める対策の加速化が必要。



※高時川については、下流に影響のない
段階的な河川整備を検討中。



出典：遊水地整備&利活用事例集（R5.3）
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

出典：国土交通省 近畿地方整備局
大戸川ダム工事事務所HPより

答申素案(修正案)

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

(2) ためる対策やEco-DRR等、複数部局にまたがる対策を連携・推進するために必要な科学的根拠に基づく指標設定や推進体制を検討されたい。
【全体・ためる】

【現状】

- 森林保全は琵琶湖環境部、農地やため池の保全は農政水産部、流域治水や河川整備、土砂災害対策は土木交通部など、現状では各部局で個別に施策展開。
- グリーンインフラについては、土木交通部で「滋賀のグリーンインフラ取組方針」を検討しており、令和6年度末に取組方針を策定予定。

【課題】

- 全庁一体、意思決定推進する体制が必要。
- 森林や農地に関する「ためる対策」の指標の検討が必要。
- 県で把握出来ている雨水貯留対策等を実施した施設は、一部に留まっている。
- 森林の「ためる」機能は数値評価が難しいことから、指標について学識経験者へのヒアリングを進める等の検討が必要。

審議会での意見（答申素案（2））

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

主な意見一覧

第15回	水田貯留やグラウンド貯留の推進。
第15回	森林機能が相当衰退しており、対応が必要。（森林整備等の効果を示す定量的指標・モニタリングが必要。）
第15回	ため池の改修促進を急いでほしい。
第15回	グリーンインフラなど環境に配慮した流域治水の推進。
第15回	Eco-DRRを含めた新しい時代の治水対策を検討すべき。
第16回 （前回）	森林部局や農政部局との連携が流域治水にもたらす効果について、踏み込んだ議論をする体制づくりが大事。
第16回 （前回）	「雨水貯留対策」について、県の目指す割合を示すべき。
第16回 （前回）	農地などを活用して「ためる」には、農家や現場の方々の「自分ごと」の意識範囲を拡大してもらうことが重要。そのためには、「ためる現場」の地域の方々との情報共有が重要。（ためる効果を知ってもらう等）
第16回 （前回）	伊吹山の土砂災害対策などをどう落とし込めるか考える必要がある。

組織体制の現状と課題（答申素案（2））

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

現組織体制

組織：琵琶湖水政対策本部の琵琶湖流域治水推進部会

部会長：流域政策局長（土木交通部）

構成：土木交通部、防災危機管理局、琵琶湖環境部、
健康医療福祉部、農政水産部、教育委員会事務局など

現状

- ・琵琶湖流域治水推進部会が組織されているものの、流域治水政策の推進に係る取組を議論する場に活用されていない。
- ・各部局で個別に施策展開されており、流域治水条例に基づく政策の実施状況を各部局から聞き取り、共有しているのみ。

新組織体制（例）

組織：（仮称）流域治水条例に関する施策検討・推進委員会

部会長：知事等

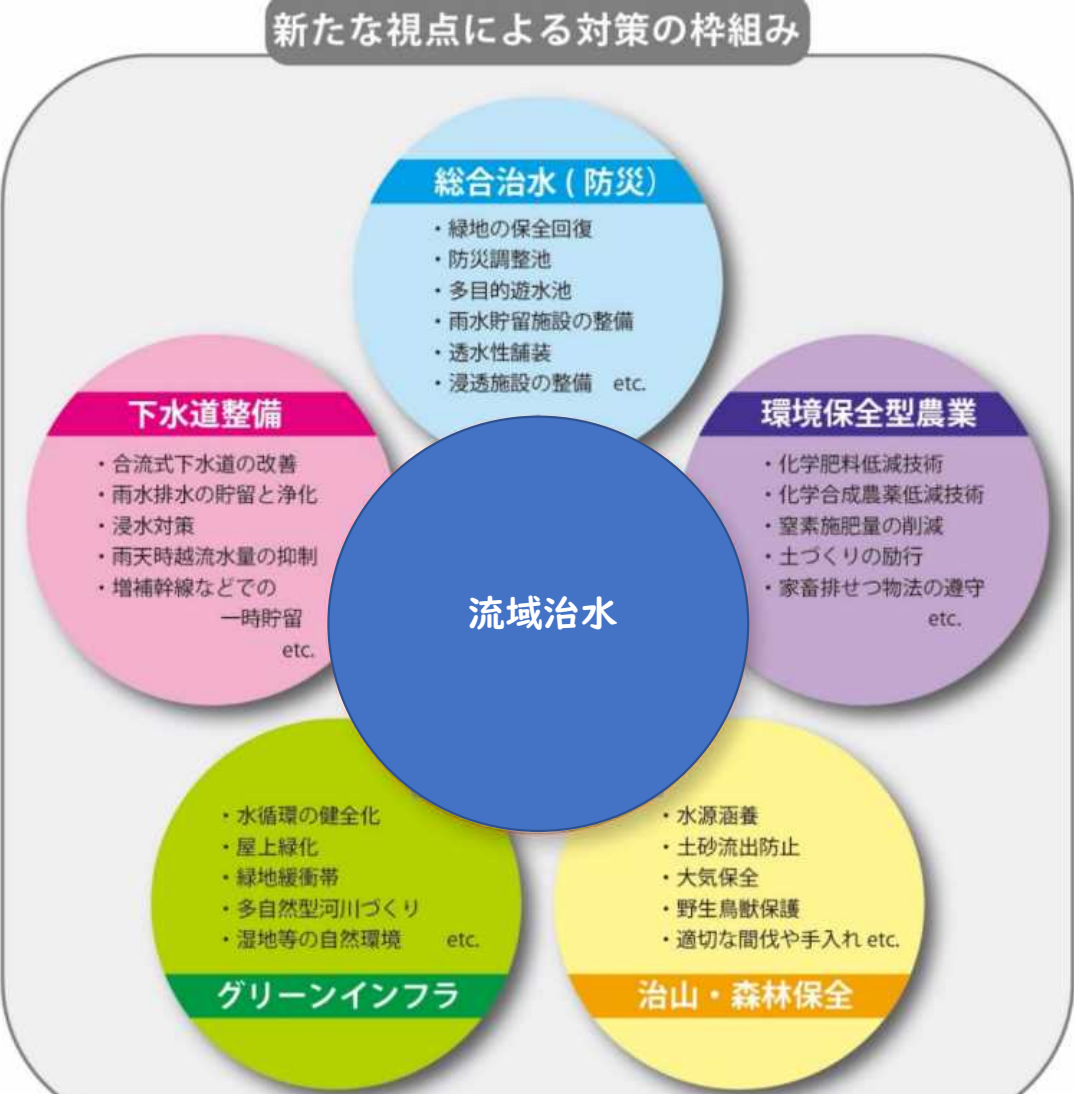
構成：土木交通部、防災危機管理局、琵琶湖環境部、
健康医療福祉部、農政水産部、教育委員会事務局、
学識経験者、実務経験者など

課題

- ・流域治水条例に基づく施策について、各部局の判断で実施。
⇒全庁一体、意思決定推進する体制が必要。
- ・特に、「ための対策」として実施している施策で治水効果が不明瞭なものがある。
⇒各施策の評価指標や目標設定等の確立。
⇒学識経験者等を交えた議論の場が必要。

複数部局にまたがる対策の連携イメージ(和田委員提供資料 答申素案(2))

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料



図：琵琶湖・淀川流域における非特定源を対象としたとりまとめ(案)【概要版】—(公財)琵琶湖・淀川水質保全機構より引用

引用：K. Wada, 2020. Lake Biwa: Interactions between Nature and People 2nd ed. 509

森林の保全対策の現状と課題(答申素案(2))

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

現状

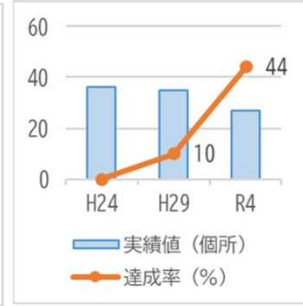
- 滋賀県の森林面積約20万haのうち、約4割が人工林。
- 長期にわたる林業生産活動の低迷等で、伐採されず人工林全体の8割が高齢化。
- ニホンジカの食害による下層植生の衰退を確認。
- 除間伐を必要とする人工林について、年間2,340haを目標に森林整備を推進しているが、7割程度の達成率となっている。
- 下層植生衰退度(SDR)について5年ごとに県内180地点のモニタリングを実施。平成24年(衰退度3以上36箇所)を基準に、衰退度3以上の割合を10%引き下げることが目標。



人工林の年齢別面積。伐期(50年生以上)の森林が全体の8割を超え高齢化が進行



除間伐を必要とする人工林に対する整備割合



SDR(下層植生衰退度)3以上※の森林の割合

※県が行うSDR調査において、無被害、衰退度0から衰退度4までの6段階に区分する被害程度のうち、被害の大きい3と4の占める割合をさす

課題

- 森林間伐は、健全な森林循環には必要となるが、「ためる」機能への直接的な効果が不明瞭で分かりにくい。
- 森林の「ためる」機能の評価を行うためのモニタリングや学識経験者へのヒアリングを進める必要がある。

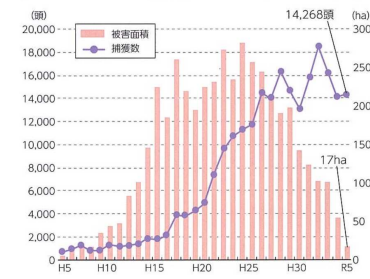


適切な森林整備
やシカ対策

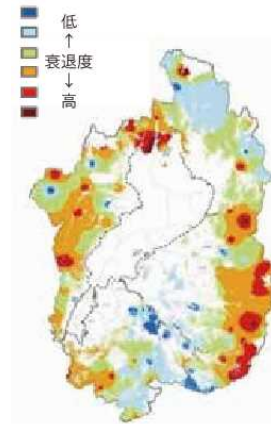


下層植生が発達した、豊かな森林(イメージ)

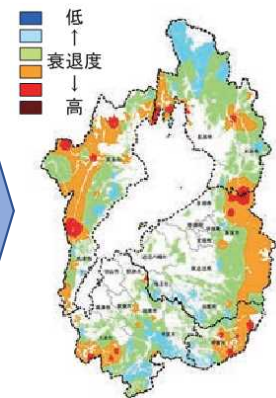
シカの食害により下層植生が消失し、地表面が露出、土砂流出の危険がある



ニホンジカによる森林被害面積と捕獲頭数の推移。捕獲頭数を増やすことで、被害面積の減少が減少
※捕獲対策は自然環境保全課対応



平成29年度



令和4年度

本県のSDR調査結果

農地の保全対策の現状と課題（答申素案（2））

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議第2号資料

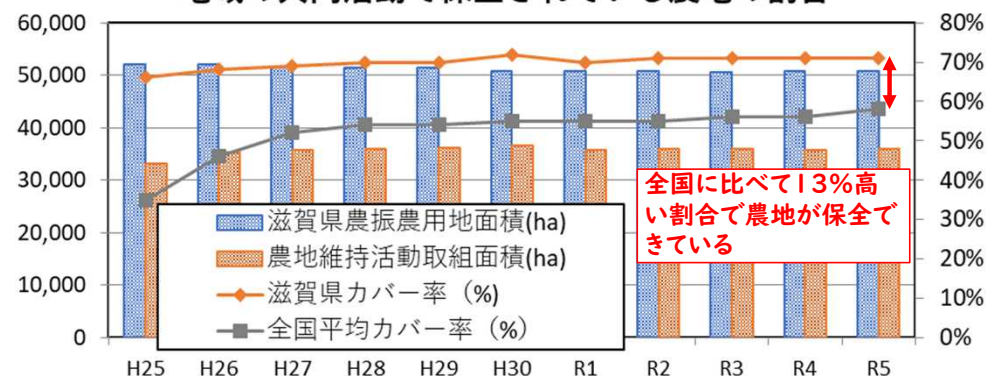
現状

- 水路の泥上げや草刈りなどの農地保全として「農地維持支払」を、毎年、県内農振農用地面積の約7割で実施。
- 「農地維持支払」により保全されている農地割合は全国平均に比べ約13%高い状況。
- その結果、耕地面積の減少率についても全国平均に比べ約7%低く、耕作放棄の発生防止につながっている。
- その一方で、全国平均以上に農家の高齢化が進行しており、農地の適切な保全には、事務の簡素化や活動組織の広域化等による地域の体制強化に取り組んでいる。
- 農林水産省では、土地改良長期計画（令和3～7年度）において、田んぼダムの取組面積を現状の約4万haの3倍以上とすることを目標としている。

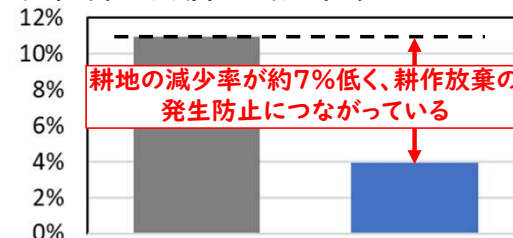
課題

- 農地などを活用して「ためる」には、農家や地域の方々へ「ためる効果」の情報共有と理解を求めていくことが重要。
- 農地の保全対策等が流域治水にもたらす効果について、踏み込んだ議論をする体制づくりが必要。

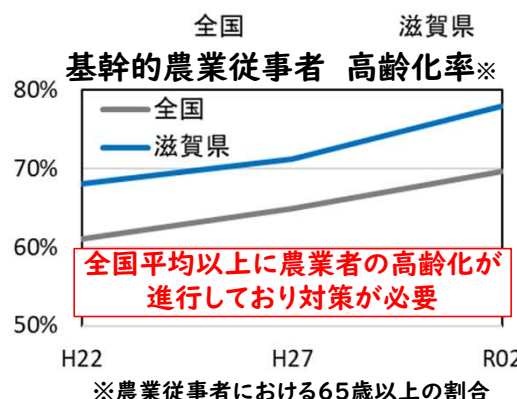
地域の共同活動で保全されている農地の割合



経営耕地面積の減少率（H22～R2）



農地の保全活動の例（水路法面の草刈り）



広域化カバー率※



公園等の雨水貯留浸透対策の現状と課題(答申素案(2))

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

現状

○1,000㎡以上の公園等に対し、開発行為申請時の調整池など(義務)とは別に、雨水貯留浸透機能を増進するため努力義務として定めている。

○彦根総合スポーツ公園の整備、県営住宅建替事業、彦根市の公用車駐車場等において雨水貯留浸透対策が実施されているものの、その他の施設においては実施されていない。



写真：彦根総合スポーツ公園
※芝生舗装による雨水浸透対策
雨水貯留槽を整備し、芝生等への散水等利活用



完成写真
(ドローンによる空撮)

完成予想図
(鳥瞰図)

写真：新庄寺(長浜)
県営住宅建替事業
※調整池機能を有する
「にぎわいひろば」を整備

課題

○努力義務のため、県で把握出来ている雨水貯留対策等を実施した施設は、一部に留まっている。

○条例第11条の「公園等の雨水貯留浸透機能の確保」について、各関係機関へ定期的な実施状況の確認を行うとともに再周知し、貯留浸透機能対策の普及に努める必要がある。
※義務化も検討。



写真：雨水貯留式公用車駐車場(彦根市)
※駐車場に降った雨を一旦柵で貯め、降雨ピークをずらして放流。

滋賀のグリーンインフラ取組方針の概要（答申素案（2））

グリーンインフラの定義

自然環境（**滋賀の風土**）が持つ多様な機能を積極的に活用し、環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進める
一石多鳥の取組

基本理念

- ・誰もがグリーンインフラの多面的な機能（本来目的+α）を考えて実践
- ・個人～地域レベルでの課題を同時解決
- ・全ての施策（ハード・ソフト）を対象



トータルマネジメントによる機能の最大化

これを実現するため

滋賀が取り組むグリーンインフラ取組方針（案）（令和6年度末策定予定）

～ 国の実践ガイドの構成を基に、滋賀らしさを追加して具体化 ～

01

基本編

グリーンインフラに取り組む必要性、目指す効果の全体像

02

実践編

国 実践ノウハウ
+
滋賀県 滋賀らしさの具体項目を明示

03

資料編

国 データ項目の列記
+
滋賀県 滋賀独自データ
〔地先の安全度マップ
生物分布図など〕

滋賀県のグリーンインフラ取組事例

3つの機能で実施済みの事業を整理



ピワイチ



メタセコイヤ

経緯・今後の予定

R3 国がグリーンインフラ社会実装推進検討会を設置し、実践ガイド策定に向けて着手

R4 滋賀県でグリーンインフラの概念を共有

すでに実施している事業を収集整理し、**事例集を作成**



滋賀県が取り組む
グリーンインフラ
事例集

個人から地域レベルまで
様々な諸課題の解決に向けた
方策を立てる仕組みが必要

R5 取組方針の骨子作成

懇話会等を通じて、論点、課題を整理しながら、環境・生物等の専門的な知見を収集

R6 取組方針の策定

R7 グリーンインフラの実践

個別事業だけでなく、地域の中での様々な取組みを連携

答申素案(修正案)

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

(3)浸水警戒区域について、**重点地区での取組および区域指定を継続するとともに、非居住エリアについても区域指定を推進されたい。【とどめる】**

【現状】

(流域治水に関する条例)

○200年確率降雨で浸水深3m以上の区域に人家があるもしくは人家が隣接しているエリアを重点地区とし、当該区域で優先して区域指定を推進。

○令和6年3月時点で候補地約50地区のうち、20地区で指定済。

(各種法律)

○都計法改正により、法第34条11号および12号で市街化調整区域において、水防法上の浸水想定区域図で想定浸水深3m以上の区域の開発許可が厳格化。

○特定都市河川浸水被害対策法では、中高頻度の雨で浸水深0.5m以上の区域を浸水被害防止区域として位置づけ、安全な住まい方を推進。

【課題】

○(都計法改正前)非居住地であった農地に十分な対策をせずに人家が建築された地区があり、非重点地区の迅速な浸水警戒区域指定が必要。

○非居住エリアの浸水警戒区域指定を促進する方法の検討が必要。

○都市計画区域外や非線引き区域における対応について、市町との連携が必要。

審議会での意見（答申素案（3））

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

主な意見一覧

第15回	非居住地においても区域指定を進めるべき。（浸水警戒区域指定の迅速化）
第15回	コンパクトシティとの連携が必要である。
第16回 （前回）	開発許可を出す市町との連携が必須である。

浸水警戒区域指定の現状(答申素案(3))

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

現状

- ・「地先の安全度マップ」200年確率降雨時に3m以上の浸水が予測されるエリアで、家屋があるか開発の可能性が高い地区を「重点地区」として、水害・土砂災害に強い地域づくりを推進。
- ・令和6年3月末時点で、重点地区約50地区に対し20地区で浸水警戒区域の指定が完了。
- ・都計法改正により、法第34条11号および12号で市街調整区域において、水防上での浸水想定区域図で想定浸水深3m以上の区域の開発許可が厳格化。
- ・特定都市河川浸水対策法では、中高頻度の雨で浸水深0.5m以上の区域を浸水被害防止区域として位置づけ、安全な住まい方を推進。

地先の安全度マップ(5年に1度更新)



※大きな河川だけではなく、中小河川や身近な水路の氾濫も考慮しています。→ 実現に近い予測

県ホームページで
200年確率降雨
100年確率降雨
10年確率降雨
を公表。

重点地区における水害に強い地域づくりの取組



住民と官の連携

→ 防災意識の向上



安全な住まい方を検討

→ 将来にわたって命を守る



※重点地区=3m以上の浸水深+家屋等

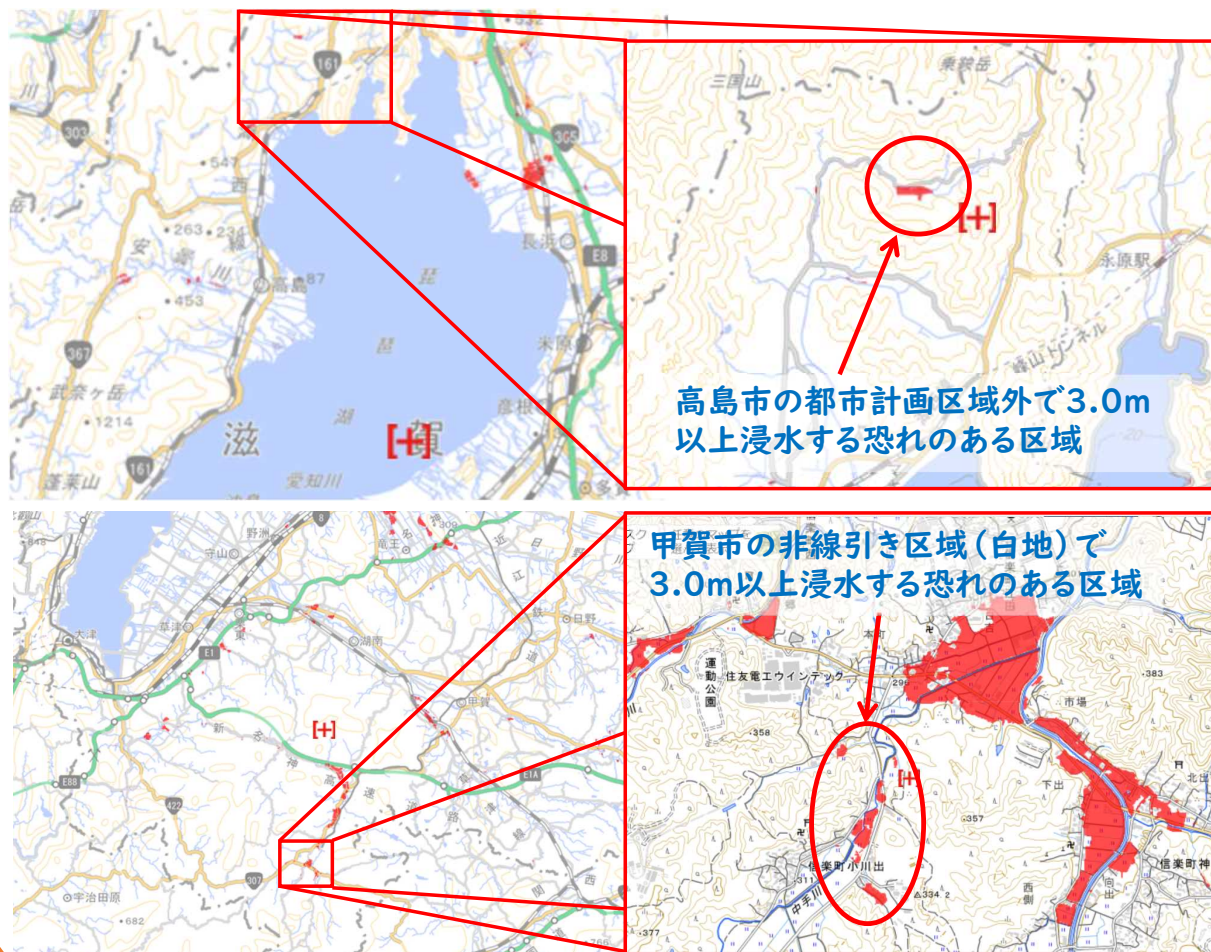
浸水警戒区域指定の課題(答申素案(3))

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

課題

- ・「地先の安全度マップ」200年確率降雨時に3m以上の浸水が予測されるエリアで、家屋等がなかった農地へ人家が建築されている。
※「人命最優先」により既存人家がある地区での取組を優先しており、非居住エリアの浸水リスクの高い土地への区域指定を行ってこなかった。
- ・非居住エリアの浸水警戒区域指定を促進する方法の検討が必要。
※現状は、区域指定後の既存不適格住宅に対する嵩上げ補助を実施。
- ・都計法第34条11号、12号で浸水深3m以上のエリアについて開発許可が厳格化されたものの、非線引き区域や都市計画区域外において開発される恐れがあるため、開発許可を出す市町との連携が必要。

県内に点在する「非重点地区」



※地先の安全度マップ200年確率降雨時

答申素案(修正案)

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

(4)浸水警戒区域における既存住宅への補助要件の改善等、避難空間を確保するための対策を加速化されたい。【とどめる】

【現状】

○浸水警戒区域における既存住宅を対象に、①または②のいずれかを補助する制度を創設している。

①家屋を嵩上げする場合には、想定水位と地盤面の高さの差が3m未満となる最小の盛土高までの費用の1/2

②避難場所を整備する場合には、想定水位まで盛土する費用の1/2

【課題】

○平成29年度以降、浸水警戒区域の指定を進め、令和5年度末時点20地区で指定しているが、本補助制度の利用実績はない。

○建て替え前であっても避難空間を整備するための費用を支援する仕組みが必要。

審議会での意見（答申素案（4））

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

主な意見一覧

第14回 浸水警戒区域に関する補助メニューは、嵩上げ補助のみ。

第14回 住宅の移転等きめ細やかなニーズへの対応が必要。

第16回
(前回) 補助金制度の周知方法の見直しが必要。

第16回
(前回) 利用実績がない原因を把握する必要がある。

浸水警戒区域における補助制度の現状と課題(答申素案(4))

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

現状

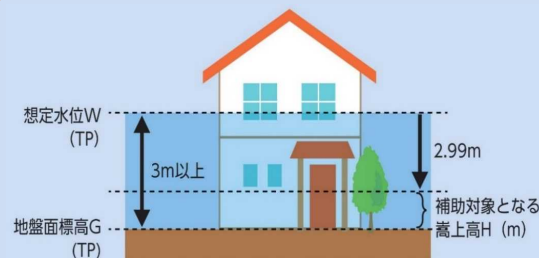
- ・浸水警戒区域を指定した時点で避難空間がない住宅(既存不適格住宅)を対象に、建て替え時に「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」により浸水害対策費用を補助。
- ・補助対象メニューは、「土盛り」「高基礎」「バルコニー設置」「RC/鉄骨造」「屋上設置」「屋根裏部屋+天窓(非常用進入口)設置」があるが、補助額の算定は、**想定水位と地盤面の高さの差が3m未満となる最小の盛土高までの費用の1/2。**

※上限4,000,000円

課題

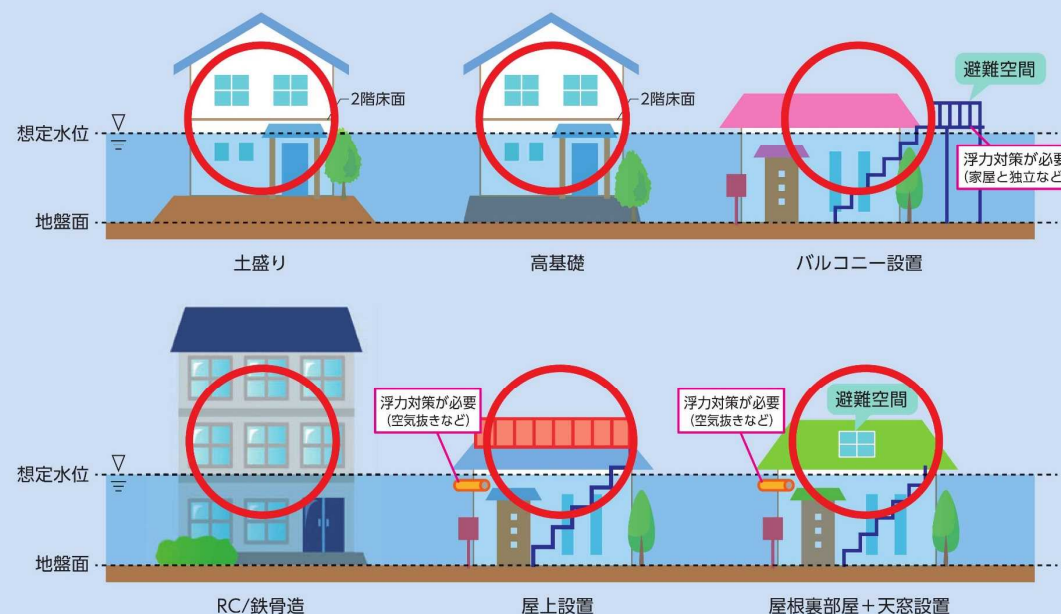
- ・平成29年度以降、浸水警戒区域の指定を進め、令和6年3月末時点で20地区の指定が完了しているが、当該支援制度の利用実績は無い。
- ・指定済みの浸水警戒区域には、平屋も複数存在している。建て替え前であっても避難空間を整備するための費用を支援する仕組みが必要。

宅地嵩上げ浸水対策促進事業の概要



- ・浸水警戒区域内家屋数 209軒
- ・支援対象家屋数 154軒
- 内 平屋家屋数 33軒
- ※令和6年末時点

土盛りによる嵩上げ以外の方法でも事業の対象になります



答申素案(修正案)

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

(5)避難困難者利用施設(病院、福祉施設等)の建築条件の見直しも含め、
人的被害防止策を検討されたい。【とどめる】

【現状】

流域治水の推進に関する条例

○200年確率降雨で浸水深3m以上の区域にある人家および社会福祉施設等の新築・増改築の際には、

- ①想定水位以上に避難空間を確保すること、
- ②付近に有効な避難場所があることを許可基準とした建築規制を行っている。

※社会福祉施設等については②の要件は対象外。

特定都市河川浸水被害対策法(浸水被害防止区域)

○中高頻度の雨で浸水深0.5m以上の区域にある非自己居住用住宅および要配慮者施設の開発の際には、

- ①居室の床面の高さが基準水位以上
- ②洪水に対して安全な構造 = 敷地の嵩上げ、ピロティ等 の許可基準を設けている。

【課題】

○避難困難者については3m以下の浸水深でも人的被害の危険性があることから、これらの用途の建築物に対する規制の枠組みが必要。

審議会での意見（答申素案（5））

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

主な意見一覧

第14回 浸水警戒区域内の社会福祉施設等の開発規制を行うべき。

平成30年7月豪雨での被災状況(答申素案(5))

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

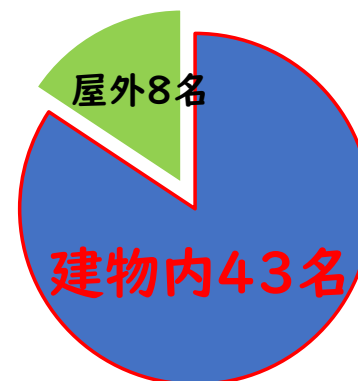
被災状況について

- ・犠牲者の9割が独居の高齢者や高齢者夫婦、体が不自由な方。
- ・犠牲者51人の内、43名が建物内。
- ・助かった人の家屋は2階建てもしくは集合住宅の2階以上に住んでいた人が約8割。

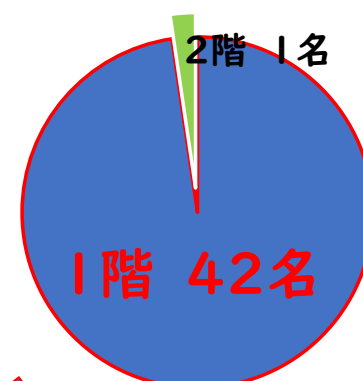


高梁川水系高梁川：岡山県倉敷市真備町(写真：国土交通省 岡山河川事務所)

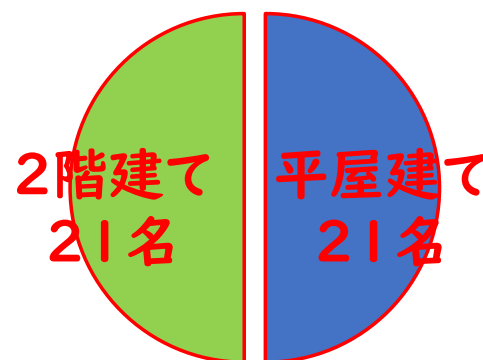
犠牲者51人が亡くなった場所



建物内で亡くなった階層



1階で亡くなられた建物の種類



課題

- ・要支援者は2階に避難することも困難。
- ・要支援者が利用する施設は、床上浸水しない建て方が必要。

出典：避難行動要支援者の実態と課題
-2018年西日本豪雨 倉敷市真備町の事例から-
日本福祉のまちづくり学会 福祉のまちづくり研究より

避難困難者利用施設に対する建築条件の現状と課題（答申素案（5））

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

国・法律の現状

- ・令和3年の特定都市河川浸水被害対策法の改正による浸水被害防止区域では、中高頻度の雨による0.5m以上の浸水に対し、非自己居住用住宅および要配慮者施設の開発行為が制限。

条例の現状

- ・浸水警戒区域内（想定水位3m以上）における建築制限は、居住の用に供する建築物または社会福祉施設等。
- ・浸水警戒区域内については、想定水位以上に避難できる場所を設ける
- ・3m未満の想定水位に対しては、流域治水条例第24条により10年確率降雨で想定浸水深0.5mとなる土地を新たに市街化区域に含めないものとしている。

条例の課題

- ・避難困難者については、3m以下の浸水深でも人命被害の危険性がある。※建物内の2階にも避難出来ない人への対応が出来ていない。

浸水被害防止区域における要配慮者施設の建築制限 （中高頻度確率降雨：浸水深0.5m以上）

- ①自己居住用住宅以外の開発を原則禁止。
- ②高齢者福祉施設について、新規整備を補助対象から原則除外。
- ③住宅、要配慮者施設等の安全性を事前確認。
（居室の床面の高さが基準水位以上、洪水等に対して安全な構造＝敷地の嵩上げ、ピロティ等）



浸水警戒区域における要配慮者施設の建築制限 （200年確率降雨：浸水深3.0m以上）

- ①想定水位以上に、避難できる場所（盛土による嵩上げやバルコニー、屋根裏部屋+非常用の進入口となる窓等、屋上等）がある。
- ②想定水位以下が木造であれば、木造部分の浸水部分が3m未満か、耐水性構造である。
- ③「付近に有効な避難場所があること」を許可基準に含めていない。



答申素案(修正案)

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

(6)農地を含む貯留機能を有する施設の効果把握と活用・支援について検討されたい。【とどめる】

【現状】

- 霞堤背後地等、洪水が河川に隣接する農地等へ氾濫。
- 農作物等に甚大な被害が発生。
- 貯留機能を有する農地の把握は一部にとどまっている。
- 浸水被害に対する補償は、農業保険制度や災害復旧制度が基本。

【課題】

- 霞堤背後地の農業者等から浸水被害への対応を求められている。
- 営農継続に向けどのような対応が出来るのか検討が必要。
- 特定都市河川浸水被害対策法(令和3年改正)等、新たな施策の活用について検討が必要。

審議会での意見（答申素案（6））

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

主な意見一覧

第15回	河川水を農地にあえて侵入させることで、市街地への被害を軽減させている場合、農地の復旧支援や補償を検討できないか。
第16回 (前回)	特定都市河川の指定に注力する必要がある。

貯留機能を有する農地の被災状況（答申素案（6））

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議第2号資料

被災状況について

- ・令和4年8月4日から5日にかけて、長浜市と福井県境を中心に時間雨量約90mm、累計305mmの豪雨が発生。
- ・山田川合流部の霞堤より洪水が貯留機能を有する農地等へ氾濫。
- ・農作物等に甚大な被害が発生。



写真：山田川合流部からの洪水状況
(R6.8.5)



画像：R6.8.6 近畿地方整備局きんき号映像の切り取り

貯留機能を有する農地への補償の現状と課題（答申素案（6））

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

現状

- ・貯留機能の効果が把握できている農地は一部にとどまっている。
- ・霞堤背後地の浸水被害に対する補償については、霞堤の有無にかかわらず、その土地利用に応じ、農業保険制度や災害復旧制度を活用する事が基本となっている。

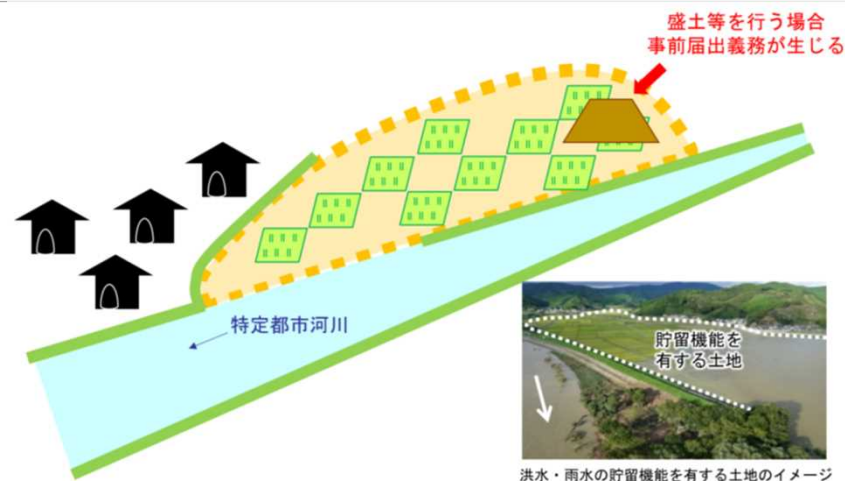
課題

- ・洪水を貯留した農地所有者から河川氾濫の抑制や農作物等の補償を求められている。
- ・**営農継続に向けた対応の検討。**
- ・貯留機能保全区域の活用を検討。

特定都市河川浸水被害対策法

- ・特定都市河川浸水被害対策法の改正に伴い、貯留機能保全区域指定制度が設けられる。
- ・指定されると農地としての土地利用の維持が必要となる一方で、河川管理者が当該区域における土砂掘削等の環境整備が可能。

貯留機能保全区域の概要



- ・河川に隣接する低地その他の、洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを、土地所有者の同意を得た上で指定する区域。
- ・貯留機能保全区域に指定されると、盛土や塀の設置等の貯留機能を阻害する行為に対し、事前の届出が義務付けられる。

背景・課題

- 洪水・雨水の貯留機能の保全を図る事が出来る一方、土地所有者には、洪水・雨水出水時に浸水を許容していただく必要がある。
- 土地所有者に負担が偏らないよう、負担軽減に地域の関係者が協力する**インセンティブを高める必要**がある。

制度拡充事項

- 貯留機能保全区域における貯留後の早期排水支援
※対象：地方公共団体
- 貯留機能保全区域における**土砂掘削等の環境整備**
※対象：**河川管理者**

答申素案(修正案)

(7)住民が水災害を“わがこと”として捉え、社会構造の変化にも対応して地域防災力の向上を図るべく、避難確保計画の策定支援や水辺に親しむ活動等を、防災・福祉・教育部局等と連携し、推進されたい。【そなえる】

【現状】

- 多くの地域で高齢化が進行、市街地では新興住宅の整備が進み、過去から受け継がれてきた水害に対する知恵や備えの伝承が途絶えてきている。
- 防災学習等について、自治会等へ継続して年間40回程度防災に関する出前講座を実施。
- 県内4つの小学校に対して「水辺に親しむ活動」を通じた防災教育を実施。
- 避難情報等の発信について、各自治体がIT・IoT技術を活用し、様々な情報を発信。
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は87%。要配慮者避難行動計画については、「滋賀モデル」により作成を支援。

【課題】

- 「水辺に親しむ活動」を含めた防災教育は一部の小学校での実施に留まっている。
- 避難に必要となる情報が得やすいよう、情報発信サイトの連携・統合・利便性の向上が必要。
- 要配慮者の避難体制をさらに整備する必要がある。

審議会での意見（答申素案（7））

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

主な意見（「そなえる」対策）

- | | |
|------|---|
| 第13回 | 居住者だけでなく旅行などで訪れた人に避難情報等を伝達する仕組みを考える必要がある。 |
| 第13回 | 隣家との関わりが希薄で災害時の協力体制が構築されていない新興住宅への対応が必要。 |
| 第14回 | 地域の防災力を高めていくには、水害履歴調査結果を次世代へ伝承・共有することが有効。 |
| 第15回 | IoT等を活用した迅速な避難を促す対策。 |

災害履歴の伝承と教育の現状と課題（答申素案（7））

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

災害履歴伝承の現状

- ・地域防災力を強化するためには、地域の水害に対するリスク情報の共有が必要となるが、水害体験者の高齢化や新興住宅の建設など、地域の過去の水害履歴の伝承が難しくなっている。
- ・県では平成21年より、滋賀県内で発生した災害について聞き取り調査を開始。（災害履歴調査）
- ・「滋賀県水害情報発信サイト」により災害履歴調査結果を広く県民へ発信し、県民の防災意識の向上と災害への備えにつながるよう「みんなでつくるデータベース」として地域住民とともに充実を図っている。
- ・ポータルサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/>)

防災教育等の現状

- ・県内4つの小学校と継続的に自然災害への備えの一環として4年生を対象に出前講座を実施。（座学、川とのふれあい、浸水歩行体験、水点標で水害を体感など。）
- ・その他、自治会や消防団等に対し年間40回程度防災に対する出前講座を実施。

学校教育との連携の課題



・座学実施状況

- ・県内の小学校へ要望に応じて出前講座を実施しているものの、継続的に実施しているのは一部の小学校に留まっている。
- ・他の県内小学校に対し継続した防災教育の推進。
- ・水害を学ぶだけでなく、水辺空間に親しむ教育。



・浸水歩行体験



・川の流れの強さ体験
（水辺に親しむ活動例）

IT・IoTによる情報発信の現状と課題(答申素案(7))

第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

現状

- ・避難指示や避難所の開設状況は市町村が情報発信。
- ・県は雨量や河川水位、河川防災カメラ等の情報を発信。
- ・各自治体が情報発信サイトを開設。
- ・情報過多により避難に必要な情報が埋もれてしまう。

課題

- ・避難に必要な情報を利用者が得られるよう、情報発信サイトの連携・統合・利便性の向上が必要。

情報配信サービス(例)

滋賀県ではLINEやメールにて防災情報の配信を行っています。



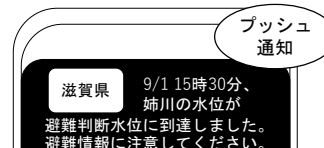
課題解決に向けた防災アプリの開発(令和8年3月末運用開始を目指す)

■開発予定アプリの機能(概要)

①プッシュ通知機能

アプリを立ち上げなくても、プッシュ通知で情報を伝える。
(情報はユーザーが選択)

- ・気象情報(注意報、警報、特別警報)
- ・洪水予報(氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報)
- ・水位周知(氾濫警戒情報、氾濫危険情報) ・水防警報(準備、出動)
- ・水位情報(水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位) ・危機管理型水位計(観測開始水位、氾濫危険水位、氾濫開始水位)
- ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害降雨危険度(レベル2、レベル3、レベル4、レベル5)
- ・通行規制情報 ・避難指示や避難所開設情報



などの配信を想定

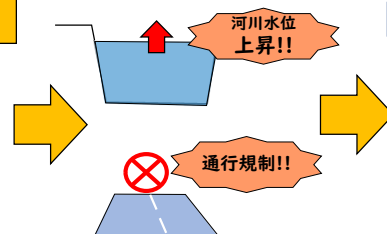
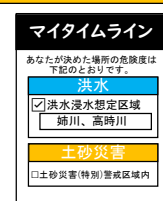
②アプリ表示機能

アプリでは、知りたい情報へアクセスできるボタンを配置。



- ③マイタイムライン作成・通知機能 **デジタル・マイ・タイムライン**(令和5年7月)国土交通省 水管理・国土保全局
各情報から、マイタイムライン(避難のタイミング、避難行動を事前に決めておく)を作成。
作成したマイ・タイムラインによる避難訓練が実施できる訓練モードを搭載。

マイタイムラインの作成



④多言語対応

- ・やさしい日本語
- ・英語
- ・ベトナム語
- ・ポルトガル語
- ・スペイン語
- ・中国語(簡体字)
- ・韓国語

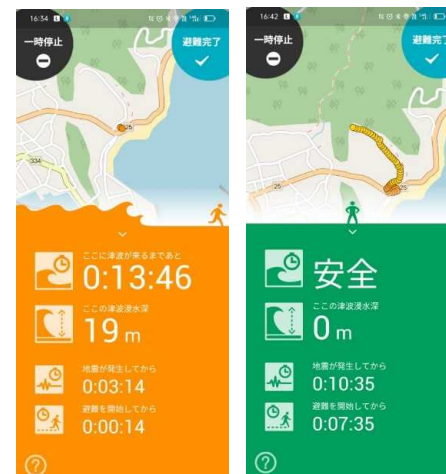
上記7言語を予定

⑤現在地から避難所等へのアクセス表示

選択した避難所等までのアクセスルートについて、スマートフォン地図アプリを起動しルート検索できるよう連携。

⑤任意地点のハザード情報表示

現在地もしくは地図上で選択した任意の地点のハザード情報の表示。



出典: 高知県防災アプリ
(ハザード情報表示イメージ)

要配慮者の避難行動計画策定等の現状と課題（答申素案（7））

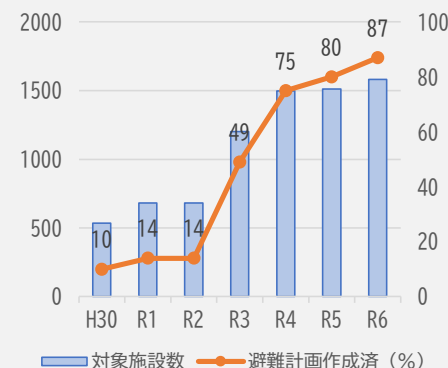
第17回 流域治水推進審議会
令和7年2月19日
議 第2号 資料

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の現状

- ・県では年2回、洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成状況の進捗確認調査を実施。
- ・各圏域の水害協の取組の中でも、避難確保計画策定に向けた課題の共有や情報提供を実施している。
- ・令和6年3月末時点で、対象施設数1,589施設に対して1,376施設において避難確保計画の作成が完了。
（作成率87%）

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の課題

- ・診療所や歯科について通所リハビリテーション事業所の指定を受けているとの認識がない。
- ・市町の避難確保計画に関するノウハウが不足。
- ・台風などの警報発令時、事前に閉所する施設もあり、避難確保計画は不要と考えている。
- ・施設側の慢性的な人不足。
- ・避難確保計画策定後の避難訓練の実施。



要配慮者避難行動計画作成の現状

- ・令和2年度に「防災と保健・福祉の連携促進モデル（滋賀モデル）～誰一人取り残さない防災の実現をめざして～」の制度設計を行う。
※「滋賀モデル」は、各状況から計画作成の優先度を判断し、特に災害時に被害者になる可能性が高い方から、個別避難計画作成の取組を進めるもの。
- ・令和3年度から市町における個別避難計画作成の推進し、一部策定済みが17市町、未策定が2市町。

要配慮者避難行動計画作成の課題

- ・残り2市町の個別避難計画の作成。
- ・地域の方等に障害等の個人情報を知られることとなることから、要配慮者の同意が得られない。
- ・避難行動要支援者名簿への掲載漏れなどによって、真に支援が必要な人の計画が出来ていない。
- ・個別避難計画作成後、避難訓練の実施率が低く実効性の確保が課題。
- ・個別避難計画制度の周知・啓発。